

教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会（第五回）（6月29日）配布資料より作成

教職課程コアカリキュラム（案）

平成29年6月29日

教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会

目次

教職課程コアカリキュラム作成の背景と考え方

- (1) 作成の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 教職課程コアカリキュラム作成の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 教職課程コアカリキュラムの作成方針・留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (4) 教職課程コアカリキュラムの活用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

教科及び教科の指導法に関する科目

- 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

教育の基礎的理解に関する科目

- 教育の理念及び教育に関する歴史及び思想・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目

- 道徳の理論及び指導法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 総合的な学習の時間の指導法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 特別活動の指導法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 生徒指導の理論及び方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 幼児理解の理論及び方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法・・・・・・・ 22
- 進路指導（キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。）の理論及び方法・・・・・・・ 23

教育実践に関する科目

- 教育実習（学校インターンシップ（学校体験活動）を含む。）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

- 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

教職課程コアカリキュラム作成の背景と考え方（案）

（１）作成の背景

国民は、公教育の担い手である教員に対して、その職への適性と高い資質能力を期待している。それに応えるためには、教員の養成・採用・研修の各段階を通じた不断の改善努力が求められるが、その中でも教員資格の付与に当たる教職課程の在り方は、最も重要視されなければならない。

我が国の教員養成においては、将来、知識基盤社会を生きることになる幼児・児童・生徒の教育に、幅広い視野と高度の専門的知識・技能を兼ね備えた高度専門職である教員が当たることを目的として、教員養成の基幹部分をなしている教職課程は原則として大学における教育研究の一環として学芸の成果を基盤に営まれることになっている。同時に、教員は教職に就いたその日から、学校という公的組織の一員として実践的任務に当たることとなるため、教職課程には実践性が求められている。このため教職課程は、学芸と実践性の両面を兼ね備えていることが必要とされ、教員養成は常にこの二つの側面を融合することで高い水準の教員を養成することが求められてきた。

しかし、この要請に応えることは簡単ではなく、戦後発足した「大学における教員養成」を巡る様々な議論や批判は、基本的にはこの課題に起因するものであった。従来、大学では学芸的側面が強調される傾向があり、そのことは、課題が複雑・多様化する教育現場から、例えば初任者が実践的指導力や学校現場が抱える課題への対応力を十分に身に付けていない等の批判を受けてきたところである。一方、近時においては、教職課程のあり方、内容、方法について、大学側において反省的検討が進められる動向があり、さまざまな提言や実践的成果の報告が行われるようになってきている。

こうした状況において、教職課程の質的水準に寄与するコアカリキュラム作成の必要性については、平成 13 年の「国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会」の報告以降、幾度となく同様の趣旨の提言や試案が審議会や関係団体等においてなされてきた。直近では、平成 27 年の中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」において「大学が教職課程を編成するに当たり参考とする指針（教職課程コアカリキュラム）を関係者が共同で作成することで、教員の養成、研修を通じた教員育成における全国的な水準の確保を行っていくことが必要である。」との提言を受けている。この答申を契機に、「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」が開催され検討を行うこととなった。

(2) 教職課程コアカリキュラム作成の目的

教職課程コアカリキュラムは、教育職員免許法及び同施行規則に基づき全国すべての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示すものである。

各大学においては、教職課程コアカリキュラムの定める内容を学生に修得させたいうえで、これに加えて、地域や学校現場のニーズに対応した教育内容や、大学の自主性や独自性を発揮した教育内容を修得させることが当然である。したがって、教職課程コアカリキュラムは地域や学校現場のニーズや大学の自主性や独自性が教職課程に反映されることを阻害するものではなく、むしろ、それらを尊重した上で、各大学が責任をもって教員養成に取り組み教師を育成する仕組みを構築することで教職課程全体の質保証を目指すものである。

(3) 教職課程コアカリキュラムの作成方針・留意点

教職課程は、医学教育、獣医学教育、法科大学院教育等の既にコアカリキュラムが作成されている専門職業人養成課程と異なり、取得を目指す教員免許の学校種（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等）、教科（国語、社会、数学、理科等）、職種（教諭、養護教諭、栄養教諭等）、免許状の種類（二種免許状、一種免許状、専修免許状）など多岐にわたる。

このため、各々に対応したコアカリキュラムを作成するのではなく、まず、学校種や職種の共通性の高い、現行の「教職に関する科目」について作成することとし、学校種や職種に応じた留意が必要な点についてはその旨を補足することとする。なお、教職実践演習については平成18年の中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」において授業内容例や到達目標等が示されており、多くの大学で答申の内容に基づきながら独自に、また多様な形態により授業等が行われていることから、新たにコアカリキュラムを作成する必要はないと判断した。

また、このコアカリキュラムでは対象としなかった現行の「教科に関する科目」については、小学校・中学校・高等学校の英語科に関する内容を定めた「英語教育コア・カリキュラム¹」や、幼稚園の主に領域に関する専門的事項についてのモデルカリキュラム²の調査研究が行われているが、その他の学校種・教科におけるコアカリキュラムについても今後順次整

¹ 平成27～28年度「英語教員の英語力・指導力強化のための調査研究事業」により国立大学法人東京学芸大学に委託され実施された研究による。

² 平成28年度「幼児期の教育内容等深化・充実調査研究」により一般社団法人保育教諭養成課程研究会に委託され実施された研究による。

備されることを求めたい。

なお、先行する分野のコアカリキュラムに倣い、教職課程の各事項について、当該事項を履修することによって学生が修得する資質能力を「全体目標」、全体目標を内容のまとまり毎に分化させた「一般目標」、学生が一般目標に到達するために達成すべき個々の規準を「到達目標」として表すこととした。なお、これらの目標は教職課程における教育内容について規定したものであって、目標の数が大学における授業科目の単位数や授業回数等を縛るものではない。

さらに、教職課程で修得すべき資質能力については、学校を巡る状況の変化やそれに伴う制度改正（教育職員免許法施行規則、学習指導要領等）によって、今後も変化するものであるため、今回作成する教職課程コアカリキュラムについては、今後も必要に応じて改訂を行っていくことが望まれる。

教職課程コアカリキュラムは、教育職員免許法施行規則に規定する各事項について修得すべき資質能力を示すものであるが、教員には、使命感や責任感、教育的愛情、総合的人間力、コミュニケーション能力等、教育職員免許法施行規則に規定する各事項に納まらない総合的な資質能力が求められていることは、これまでの累次の答申等で示されている通りである。このため、教員を養成する大学、教員を採用・研修する教育委員会や学校法人等の関係者は相互に連携して学習機会や研修機会を設けることにより、養成・採用・研修の各段階を通じて、教員に求められる資質能力を常に向上させることが望まれる。

（４）教職課程コアカリキュラムの活用について

教職課程の質保証や教員の資質能力の向上のためには、教員を養成する大学、教員を採用・研修する教育委員会や学校法人、教育制度を所管する文部科学省等の各関係者が認識を共有して取組を進める必要がある。教職課程コアカリキュラムを活用した教員養成の質保証を実現するために、教員の養成・採用・制度に関わる各関係者においては以下の点に留意し、教職課程コアカリキュラムを活用することが求められる。

（大学関係者）

- ・ 各大学において教職課程を編成する際には、教職課程コアカリキュラムの内容や「校長及び教員としての資質能力の向上に関する指標」を踏まえるとともに、大学や担当教員による創意工夫を加え、体系性をもった教職課程になるよう留意すること。

その際、例えば、幼稚園教育においては、各教科等の授業を通じた学習ではなく遊びを通しての総合的な指導を中心とすること等、学校種や職種の特性を踏まえて創意工夫

を行うことが必要であること。

- ・ 教職課程の担当教員一人一人が担当科目のシラバスを作成する際や授業等を実施する際に、学生が当該事項に関する教職課程コアカリキュラムの「全体目標」「一般目標」「到達目標」の内容を修得できるよう授業を設計・実施し、大学として責任をもって単位認定を行うこと。
- ・ 教職課程を履修する学生に対して、教職課程コアカリキュラムや教育委員会が定める「校長及び教員としての資質能力の向上に関する指標」等の内容も踏まえ、早い段階から教員としての適性を見極める機会を提供したり、卒業時までには修得すべき資質能力について見通しをもって学べるよう指導を行うこと。

(採用者(教育委員会関係者、学校法人関係者等))

- ・ 教員養成を担う全国の大学で教職課程コアカリキュラムの内容を反映させた教育が行われるようになることを前提として、これを踏まえた教員採用選考の実施や「校長及び教員としての資質能力の向上に関する指標」の検討を行うこと。

(国(文部科学省))

- ・ 大学や教育委員会等の関係者に対して、教職課程コアカリキュラムの内容や活用方法が理解されるよう広く周知を行うこと。
- ・ 教職課程コアカリキュラムが各大学の教職課程の質保証につながるよう、教職課程の審査・認定及び実地視察において、教職課程コアカリキュラムを活用すること。

今後、教職課程コアカリキュラムが各関係者において、広く、効果的に活用され、教職課程の質保証や教員の資質能力、ひいては我が国の学校教育の質の向上に寄与することを期待する。

- ・教科及び教科の指導法に関する科目
- ・領域及び保育内容の指導法に関する科目

各科目に含めることが必要な事項	一般目標数	到達目標数
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	2	(小) 8 (中・高) 10
保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	2	9

各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)

全体目標： 当該教科における教育目標、育成を目指す資質・能力を理解し、学習指導要領に示された当該教科の学習内容について背景となる学問領域と関連させて理解を深めるとともに、様々な学習指導理論を踏まえて具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

(1) 当該教科の目標及び内容

一般目標： 学習指導要領に示された当該教科の目標や内容を理解する。

到達目標： 1) 学習指導要領における当該教科の目標及び主な内容並びに全体構造を理解している。
2) 個別の学習内容について指導上の留意点を理解している。
3) 当該教科の学習評価の考え方を理解している。
4) 当該教科と背景となる学問領域との関係を理解し、教材研究に活用することができる。
5) 発展的な学習内容について探究し、学習指導への位置付けを考察することができる。
中学校教諭及び高等学校教諭

(2) 当該教科の指導方法と授業設計

一般目標： 基礎的な学習指導理論を理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。

到達目標： 1) 子供の認識・思考、学力等の実態を視野に入れた授業設計の重要性を理解している。
2) 当該教科の特性に応じた情報機器及び教材の効果的な活用法を理解し、授業設計に活用することができる。
3) 学習指導案の構成を理解し、具体的な授業を想定した授業設計と学習指導案を作成することができる。
4) 模擬授業の実施とその振り返りを通して、授業改善の視点を身に付けている。
5) 当該教科における実践研究の動向を知り、授業設計の向上に取り組むことができる。
中学校教諭及び高等学校教諭

保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)

全体目標： 幼稚園教育において育みたい資質・能力を理解し、幼稚園教育要領に示された当該領域のねらい及び内容について背景となる専門領域と関連させて理解を深めるとともに、幼児の発達に即して、主体的・対話的で深い学びが実現する過程を踏まえて具体的な指導場面を想定して保育を構想する方法を身に付ける。

(1)各領域のねらい及び内容

一般目標： 幼稚園教育要領に示された幼稚園教育の基本を踏まえ、各領域のねらい及び内容を理解する。

到達目標： 1) 幼稚園教育要領における幼稚園教育の基本、各領域のねらい及び内容並びに全体構造を理解している。
2) 当該領域のねらい及び内容を踏まえ、幼児が経験し身に付けていく内容と指導上の留意点を理解している。
3) 幼稚園教育における評価の考え方を理解している。
4) 領域ごとに幼児が経験し身に付けていく内容の関連性や小学校の教科等とのつながりを理解している。

(2)保育内容の指導方法と保育の構想

一般目標： 幼児の発達や学びの過程を理解し、具体的な指導場面を想定して保育を構想する方法を身に付ける。

到達目標： 1) 幼児の認識・思考、動き等を視野に入れた保育の構想の重要性を理解している。
2) 各領域の特性や幼児の体験との関連を考慮した情報機器及び教材の活用法を理解し、保育の構想に活用することができる。
3) 指導案の構成を理解し、具体的な保育を想定した指導案を作成することができる。
4) 模擬保育とその振り返りを通して、保育を改善する視点を身に付けている。
5) 各領域の特性に応じた保育実践の動向を知り、保育構想の向上に取り組むことができる。

教育の基礎的理解に関する科目

各科目に含めることが必要な事項	一般目標数	到達目標数
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	3	8
教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校への対応を含む。)	4	8
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	3 3	8 3
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	2	5
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	3	8
教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	3	8

3 本事項は現代の学校教育に関する社会的、制度的又は経営的事項のいずれかを修得することとされており、各事項について1つずつ一般目標及び4つずつ到達目標が設定されている。

教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想

全体目標： 教育の基本的概念は何か、また、教育の理念にはどのようなものがあり、教育の歴史や思想において、それらがどのように現れてきたかについて学ぶとともに、これまでの教育及び学校の営みがどのように捉えられ、変遷してきたのかを理解する。

(1)教育の基本的概念

一般目標： 教育の基本的概念を身に付けるとともに、教育を成り立たせる諸要因とそれら相互の関係を理解する。

到達目標： 1) 教育学の諸概念並びに教育の本質及び目標を理解している。
2) 子供・教員・家庭・学校など教育を成り立たせる要素とそれらの相互関係を理解している。

(2)教育に関する歴史

一般目標： 教育の歴史に関する基礎的知識を身に付け、それらと多様な教育の理念との関わりや過去から現代に至るまでの教育及び学校の変遷を理解する。

到達目標： 1) 家族と社会による教育の歴史を理解している。
2) 近代教育制度の成立と展開を理解している。
3) 現代社会における教育課題を歴史的な視点から理解している。

(3)教育に関する思想

一般目標： 教育に関する様々な思想、それらと多様な教育の理念や実際の教育及び学校との関わりを理解している。

到達目標： 1) 家庭や子供に関わる教育の思想を理解している。
2) 学校や学習に関わる教育の思想を理解している。
3) 代表的な教育家の思想を理解している。

教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。)

全体目標： 現代社会における教職の重要性の高まりを背景に、教職の意義、教員の役割・資質能力・職務内容等について身に付け、教職への意欲を高め、さらに適性を判断し、進路選択に資する教職の在り方を理解する。

(1)教職の意義

一般目標： 我が国における今日の学校教育や教職の社会的意義を理解する。

- 到達目標： 1) 公教育の目的とその担い手である教員の存在意義を理解している。
2) 進路選択に向け、他の職業との比較を通して、教職の職業的特徴を理解している。

(2)教員の役割

一般目標： 教育の動向を踏まえ、今日の教員に求められる役割や資質能力を理解する。

- 到達目標： 1) 教職観の変遷を踏まえ、今日の教員に求められる役割を理解している。
2) 今日の教員に求められる基礎的な資質能力を理解している。

(3)教員の職務内容

一般目標： 教員の職務内容の全体像や教員に課せられる服務上・身分上の義務を理解する。

- 到達目標： 1) 幼児、児童及び生徒への指導及び指導以外の校務を含めた教員の職務の全体像を理解している。
2) 教員研修の意義及び制度上の位置付け並びに専門職として適切に職務を遂行するため生涯にわたって学び続けることの必要性を理解している。
3) 教員に課せられる服務上・身分上の義務及び身分保障を理解している。

(4)チーム学校への対応

一般目標： 学校の担う役割が拡大・多様化する中で、学校が内外の専門家等と連携・分担して対応する必要性について理解する。

- 到達目標： 1) 校内の教職員や多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、チームとして組織的に諸課題に対応することの重要性を理解している。

教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)

全体目標： 現代の学校教育に関する社会的、制度的又は経営的事項のいずれかについて、基礎的な知識を身に付けるとともに、それらに関連する課題を理解する。なお、学校と地域との連携に関する理解及び学校安全への対応に関する基礎的知識も身に付けること。

*(1-1),(1-2),(1-3) はいずれかを習得し、そこに記載されている一般目標と到達目標に沿ってシラバスを編成する。なお、この3つのうち、2つ以上を含んでシラバスを編成する場合は、それぞれの1)から3)までを含むこと。

(1-1)教育に関する社会的事項

一般目標： 社会の状況を理解し、その変化が学校教育にもたらす影響とそこから生じる課題、並びにそれに対応するための教育政策の動向を理解する。

- 到達目標： 1) 学校を巡る近年の様々な状況の変化を理解している。
2) 子供の生活の変化を踏まえた指導上の課題を理解している。
3) 近年の教育政策の動向を理解している。
4) 諸外国の教育事情や教育改革の動向を理解している。

(1-2)教育に関する制度的事項

一般目標： 現代公教育制度の意義・原理・構造について、その法的・制度的仕組みに関する基礎的知識を身に付けるとともに、そこに内在する課題を理解する。

- 到達目標： 1) 公教育の原理及び理念を理解している。
2) 公教育制度を構成している教育関係法規を理解している。
3) 教育制度を支える教育行政の理念と仕組みを理解している。
4) 教育制度をめぐる諸課題について例示することができる。

(1-3)教育に関する経営的事項

一般目標： 学校や教育行政機関の目的とその実現について、経営の観点から理解する。

- 到達目標： 1) 公教育の目的を実現するための学校経営の望むべき姿を理解している。
2) 学校における教育活動の年間の流れと学校評価の基礎理論を含めたPDCAの重要性を理解している。
3) 学級経営の仕組みと効果的な方法を理解している。
4) 教職員や学校外の関係者・関係機関との連携・協働の在り方や重要性を理解している。

(2)学校と地域との連携

一般目標： 学校と地域との連携の意義や地域との協働の仕方について、取り組み事例を踏まえて理解する。

- 到達目標： 1) 地域との連携・協働による学校教育活動の意義及び方法を理解している。
2) 地域との連携を基とする開かれた学校づくりが進められてきた経緯を理解している。

(3)学校安全への対応

一般目標： 学校の管理下で起こる事件、事故及び災害の実情を踏まえて、学校保健安全法に基づく、危機管理を含む学校安全の目的と具体的な取組を理解する。

- 到達目標： 1) 学校の管理下で発生する事件、事故及び災害の実情を踏まえ、危機管理や事故対応を含む学校安全の必要性について理解している。
2) 生活安全・交通安全・災害安全の各領域や我が国の学校をとりまく新たな安全上の課題について、安全管理及び安全教育の両面から具体的な取組を理解している。

幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程

全体目標

幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程について、基礎的な知識を身につけ、各発達段階における心理的特性を踏まえた学習活動を支える指導の基礎となる考え方を理解する。

(1) 幼児、児童及び生徒の心身の発達の過程

一般目標：

幼児、児童及び生徒の心身の発達の過程及び特徴を理解する。

到達目標：

- 1) 幼児、児童及び生徒の心身の発達に対する外的及び内的要因の相互作用、発達に関する代表的理論を踏まえ、発達の概念及び教育における発達理解の意義を理解している。
- 2) 乳幼児期から青年期の各時期における運動発達・言語発達・認知発達・社会性の発達について、その具体的な内容を理解している。

(2) 幼児、児童及び生徒の学習の過程

一般目標：

幼児、児童及び生徒の学習に関する基礎的な知識を身に付け、発達を踏まえた学習を支える指導について基礎的な考え方を理解する。

到達目標：

- 1) 様々な学習の形態や概念及びその過程を説明する代表的理論の基礎を理解している。
- 2) 主体的学習を支える動機づけ・集団づくり・学習評価の在り方について、発達の特徴と関連付けて理解している。
- 3) 幼児、児童及び生徒の心身の発達を踏まえ、主体的な学習活動を支える指導の基礎となる考え方を理解している。

特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解

全体目標： 通常の学級にも在籍している発達障害や軽度知的障害をはじめとする様々な障害等により特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒が授業において学習活動に参加している実感・達成感をもちながら学び、生きる力を身に付けていくことができるよう、幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難を理解し、個別の教育的ニーズに対して、他の教員や関係機関と連携しながら組織的に対応していくために必要な知識や支援方法を理解する。

(1) 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の理解

一般目標： 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の障害の特性及び心身の発達を理解する。

到達目標： 1) インクルーシブ教育システムを含めた特別支援教育に関する制度の理念や仕組みを理解している。
2) 発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の心身の発達、心理的特性及び学習の過程を理解している。
3) 視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱等を含む様々な障害のある幼児、児童及び生徒の学習上または生活上の困難について基礎的な知識を身に付けている。

(2) 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の教育課程及び支援の方法

一般目標： 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育課程や支援の方法を理解する。

到達目標： 1) 発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する支援の方法について例示することができる。
2) 「通級による指導」及び「自立活動」の教育課程上の位置付けと内容を理解している。
3) 特別支援教育に関する教育課程の枠組みを踏まえ、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成する意義と方法を理解している。
4) 特別支援教育コーディネーター、関係機関・家庭と連携しながら支援体制を構築することの必要性を理解している。

(3) 障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の把握や支援

一般目標： 障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難とその対応を理解する。

到達目標： 1) 母国語や貧困の問題等により特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難や組織的な対応の必要性を理解している。

教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)

全体目標： 学習指導要領を基準として各学校において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、各学校の実情に合わせてカリキュラム・マネジメントを行うことの意義を理解する。

(1)教育課程の意義

一般目標： 学校教育において教育課程が有する役割・機能・意義を理解する。

到達目標： 1) 学習指導要領・幼稚園教育要領の性格及び位置付け並びに教育課程編成の目的を理解している。
2) 学習指導要領・幼稚園教育要領の改訂の変遷及び主な改訂内容並びにその社会的背景を理解している。
3) 教育課程が社会において果たしている役割や機能を理解している。

(2)教育課程の編成の方法

一般目標： 教育課程編成の基本原則及び学校の教育実践に即した教育課程編成の方法を理解する。

到達目標： 1) 教育課程編成の基本原則を理解している。
2) 教科・領域を横断して教育内容を選択・配列する方法を例示することができる。
3) 単元・学期・学年をまたいだ長期的な視野から、また幼児、児童及び生徒や学校・地域の実態を踏まえて教育課程や指導計画を検討することの重要性を理解している。

(3)カリキュラム・マネジメント

一般目標： 教科・領域・学年をまたいでカリキュラムを把握し、学校教育課程全体をマネジメントすることの意義を理解する。

到達目標： 1) 学習指導要領に規定するカリキュラム・マネジメントの意義や重要性を理解している。
2) カリキュラム評価の基礎的な考え方を理解している。

道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び
生徒指導、教育相談等に関する科目

各科目に含めることが必要な事項	一般目標数	到達目標数
道徳の理論及び指導法	2	10
総合的な学習の時間の指導法	3	6
特別活動の指導法	2	8
教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	3	8
生徒指導の理論及び方法	3	10
幼児理解の理論及び方法	2	7
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	3	9
進路指導（キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。）の理論及び方法	3	7

道徳の理論及び指導法

全体目標： 道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神を踏まえ、自己の生き方や人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する教育活動である。道徳の意義や原理等を踏まえ、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育及びその要となる道徳科の目標や内容、指導計画等を理解するとともに、教材研究や学習指導案の作成、模擬授業等を通して、実践的な指導力を身に付ける。

*養護教諭及び栄養教諭の教職課程において「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」を開設する場合は、(1)を習得し、そこに記載されている一般目標と到達目標に沿ってシラバスを編成する。なお、その場合は学習指導要領の内容を包括的に含むこと。

(1)道徳の理論

一般目標： 道徳の意義や原理等を踏まえ、学校における道徳教育の目標や内容を理解する。

- 到達目標：
- 1) 道徳の本質(道徳とは何か)を説明できる。
 - 2) 道徳教育の歴史や現代社会における道徳教育の課題(いじめ・情報モラル等)を理解している。
 - 3) 子供の心の成長と道徳性の発達について理解している。
 - 4) 学習指導要領に示された道徳教育及び道徳科の目標及び主な内容を理解している。

(2)道徳の指導法

一般目標： 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育及びその要となる道徳科における指導計画や指導方法を理解する。

- 到達目標：
- 1) 学校における道徳教育の指導計画や教育活動全体を通じた指導の必要性を理解している。
 - 2) 道徳科の特質を生かした多様な指導方法の特徴を理解している。
 - 3) 道徳科における教材の特徴を踏まえて、授業設計に活用することができる。
 - 4) 授業のねらいや指導過程を明確にして、道徳科の学習指導案を作成することができる。
 - 5) 道徳科の特性を踏まえた学習評価の在り方を理解している。
 - 6) 模擬授業の実施とその振り返りを通して、授業改善の視点を身に付けている。

総合的な学習の時間の指導法

全体目標： 総合的な学習の時間は、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力の育成を目指す。各教科等で育まれる見方・考え方を総合的に活用して、広範な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、実社会・実生活の課題を探究する学びを実現するために、指導計画の作成および具体的な指導の仕方、並びに学習活動の評価に関する知識・技能を身に付ける。

*養護教諭及び栄養教諭の教職課程において「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」を開設する場合は、(1)(2)を習得し、そこに記載されている一般目標と到達目標に沿ってシラバスを編成する。なお、その場合は学習指導要領の内容を包括的に含むこと。

(1)総合的な学習の時間の意義と原理

一般目標： 総合的な学習の時間の意義や、各学校において目標及び内容を定める際の考え方を理解する。

到達目標： 1) 総合的な学習の時間の意義と教育課程において果たす役割について、教科を越えて必要となる資質・能力の育成の視点から理解している。
2) 学習指導要領における総合的な学習の時間の目標並びに各学校において目標及び内容を定める際の考え方や留意点を理解している。

(2)総合的な学習の時間の指導計画の作成

一般目標： 総合的な学習の時間の指導計画作成の考え方を理解し、その実現のために必要な基礎的な能力を身に付ける。

到達目標： 1) 各教科等との関連性を図りながら総合的な学習の時間の年間指導計画を作成することの重要性と、その具体的な事例を理解している。
2) 主体的・対話的で深い学びを実現するような、総合的な学習の時間の単元計画を作成することの重要性とその具体的な事例を理解している。

(3)総合的な学習の時間の指導と評価

一般目標： 総合的な学習の時間の指導と評価の考え方および実践上の留意点を理解する。

到達目標： 1) 探究的な学習の過程及びそれを実現するための具体的な手立てを理解している。
2) 総合的な学習の時間における児童及び生徒の学習状況に関する評価の方法及びその留意点を理解している。

特別活動の指導法

全体目標： 特別活動は、学校における様々な構成の集団での活動を通して、課題の発見や解決を行い、よりよい集団や学校生活を目指して様々に行われる活動の総体である。学校教育全体における特別活動の意義を理解し、「人間関係形成」・「社会参画」・「自己実現」の三つの視点や「チームとしての学校」の視点を持つとともに、学年の違いによる活動の変化、各教科等との往還的な関連、地域住民や他校の教職員と連携した組織的な対応等の特別活動の特質を踏まえた指導に必要な知識や素養を身に付ける。

*養護教諭及び栄養教諭の教職課程において「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」を単独の科目として開設する場合は、(1)を習得し、そこに記載されている一般目標と到達目標に沿ってシラバスを編成する。なお、その場合は学習指導要領の内容を包括的に含むこと。

(1)特別活動の意義、目標及び内容

一般目標： 特別活動の意義、目標及び内容を理解する。

- 到達目標：
- 1) 学習指導要領における特別活動の目標及び主な内容を理解している。
 - 2) 教育課程における特別活動の位置付けと各教科等との関連を理解している。
 - 3) 学級活動・ホームルーム活動の特質を理解している。
 - 4) 児童会・生徒会活動、クラブ活動、学校行事の特質を理解している。

(2)特別活動の指導法

一般目標： 特別活動の指導の在り方を理解する。

- 到達目標：
- 1) 教育課程全体で取り組む特別活動の指導の在り方を理解している。
 - 2) 特別活動における取組の評価・改善活動の重要性を理解している。
 - 3) 合意形成に向けた話し合い活動、意思決定につながる指導及び集団活動の意義や指導の在り方を例示することができる。
 - 4) 特別活動における家庭・地域住民や関係機関との連携の在り方を理解している。

教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)

全体目標： 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)は、これからの社会を担う子供たちに求められる資質・能力を育成するために必要な、教育の方法、教育の技術、情報機器及び教材の活用に関する基礎的な知識・技能を身に付ける。

(1)教育の方法論

一般目標： これからの社会を担う子供たちに求められる資質・能力を育成するために必要な教育の方法を理解する。

到達目標： 1) 教育方法の基礎的理論と実践を理解している。
2) これからの社会を担う子供たちに求められる資質・能力を育成するための教育方法の在り方(主体的・対話的で深い学びの実現など)を理解している。
3) 学級・児童及び生徒・教員・教室・教材など授業・保育を構成する基礎的な要件を理解している。
4) 学習評価の基礎的な考え方を理解している。
幼稚園教諭は「育みたい資質・能力と幼児理解に基づいた評価の基礎的な考え方を理解している。」

(2)教育の技術

一般目標： 教育の目的に適した指導技術を理解し、身に付ける。

到達目標： 1) 話法・板書など、授業・保育を行う上での基礎的な技術を身に付けている。
2) 基礎的な学習指導理論を踏まえて、目標・内容、教材・教具、授業・保育展開、学習形態、評価規準等の視点を含めた学習指導案を作成することができる。

(3)情報機器及び教材の活用

一般目標： 情報機器を活用した効果的な授業や適切な教材の作成・活用に関する基礎的な能力を身に付ける。

到達目標： 1) 子供たちの興味・関心を高めたり課題を明確につかませたり学習内容を的確にまとめさせたりするために、情報機器を活用して効果的に教材等を作成・提示することができる。
幼稚園教諭は「子供たちの興味・関心を高めたり学習内容をふりかえったりするために、幼児の体験との関連を考慮しながら情報機器を活用して効果的に教材等を作成・提示することができる。」
2) 子供たちの情報活用能力(情報モラルを含む)を育成するための指導法を理解している。

生徒指導の理論及び方法

全体目標： 生徒指導は、一人一人の児童及び生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して教育活動全体を通じ行われる、学習指導と並ぶ重要な教育活動である。他の教職員や関係機関と連携しながら組織的に生徒指導を進めていくために必要な知識・技術や素養を身に付ける。

(1) 生徒指導の意義と原理

一般目標： 生徒指導の意義や原理を理解する。

- 到達目標：
- 1) 教育課程における生徒指導の位置付けを理解している。
 - 2) 各教科・道徳教育・総合的な学習の時間・特別活動における生徒指導の意義や重要性を理解している。
 - 3) 集団指導・個別指導の方法原理を理解している。
 - 4) 生徒指導体制と教育相談体制それぞれの基礎的な考え方と違いを理解している。

(2) 児童及び生徒全体への指導

一般目標： すべての児童及び生徒を対象とした学級・学年・学校における生徒指導の進め方を理解する。

- 到達目標：
- 1) 学級担任、教科担任その他の校務分掌上の立場や役割並びに学校の指導方針及び年間指導計画に基づいた組織的な取組の重要性を理解している。
 - 2) 基礎的な生活習慣の確立や規範意識の醸成等の日々の生徒指導の在り方を理解している。
 - 3) 児童及び生徒の自己の存在感が育まれるような場や機会の設定の在り方を例示することができる。

(3) 個別の課題を抱える個々の児童及び生徒への指導

一般目標： 児童及び生徒の抱える主な生徒指導上の課題の様態と、養護教諭等の教職員、外部の専門家、関係機関等との校内外の連携も含めた対応の在り方を理解する。

- 到達目標：
- 1) 校則・懲戒・体罰等の生徒指導に関する主な法令の内容を理解している。
高等学校教諭においては停学及び退学を含む。
 - 2) 暴力行為・いじめ・不登校等の生徒指導上の課題の定義及び対応の視点を理解している。
 - 3) インターネットや性に関する課題、児童虐待への対応等の今日的な生徒指導上の課題や、専門家や関係機関との連携の在り方を例示することができる。

幼児理解の理論及び方法

全体目標： 幼児理解は、幼稚園教育のあらゆる営みの基本となるものである。幼稚園における幼児の生活や遊びの実態に即して、幼児の発達や学び及びその過程で生じるつまずき、その要因を把握するための原理や対応の方法を考えることができる。

(1) 幼児理解の意義と原理

一般目標： 幼児理解についての知識を身に付け、考え方や基礎的態度を理解する。

- 到達目標：
- 1) 幼児理解の意義を理解している。
 - 2) 幼児理解から発達や学びを捉える原理を理解している。
 - 3) 幼児理解を深めるための教師の基礎的な態度を理解している。

(2) 幼児理解の方法

一般目標： 幼児理解の方法を具体的に理解する。

- 到達目標：
- 1) 観察と記録の意義や目的・目的に応じた観察法等の基礎的な事柄を例示することができる。
 - 2) 個と集団の関係を捉える意義や方法を理解している。
 - 3) 幼児のつまずきを周りの幼児との関係やその他の背景から理解している。
 - 4) 保護者の心情と基礎的な対応の方法を理解している。

教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法

全体目標： 教育相談は、幼児、児童及び生徒が自己理解を深めたり好ましい人間関係を築いたりしながら、集団の中で適応的に生活する力を育み、個性の伸長や人格の成長を支援する教育活動である。幼児児童及び生徒の発達状況に即しつつ、個々の心理的特質や教育的課題を適切に捉え、支援するために必要な基礎的知識(カウンセリングの意義、理論や技法に関する基礎的知識を含む)を身に付ける。

(1)教育相談の意義と理論

一般目標： 学校における教育相談の意義と理論を理解する。

- 到達目標： 1) 学校における教育相談の意義と課題を理解している。
2) 教育相談に関わる心理学の基礎的な理論・概念を理解している。

(2)教育相談の方法

一般目標： 教育相談を進める際に必要な基礎的知識(カウンセリングに関する基礎的事柄を含む)を理解する。

- 到達目標： 1) 幼児、児童及び生徒の不応や問題行動の意味並びに幼児、児童及び生徒の発するシグナルに気づき把握する方法を理解している。
2) 学校教育におけるカウンセリングマインドの必要性を理解している。
3) 受容・傾聴・共感的理解等のカウンセリングの基礎的な姿勢や技法を理解している。

(3)教育相談の展開

一般目標： 教育相談の具体的な進め方やそのポイント、組織的な取組みや連携の必要性を理解する。

- 到達目標： 1) 職種や校務分掌に応じて、幼児、児童及び生徒並びに保護者に対する教育相談を行う際の目標の立て方や進め方を例示することができる。
2) いじめ、不登校・不登園、虐待、非行等の課題に対する、幼児、児童及び生徒の発達段階や発達課題に応じた教育相談の進め方を理解している。
3) 教育相談の計画の作成や必要な校内体制の整備など、組織的な取組みの必要性を理解している。
4) 地域の医療・福祉・心理等の専門機関との連携の意義や必要性を理解している。

進路指導(キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。)の理論及び方法

全体目標： 進路指導は、児童及び生徒が自ら、将来の進路を選択・計画し、その後の生活によりよく適応し、能力を伸長するように、教員が組織的・継続的に指導・援助する過程であり、長期的展望に立った人間形成を目指す教育活動である。それを包含するキャリア教育は、学校で学ぶことと社会との接続を意識し、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育むことを目的としている。進路指導・キャリア教育の視点に立った授業改善や体験活動、評価改善の推進やガイダンスとカウンセリングの充実、それに向けた学校内外の組織的体制に必要な知識や素養を身に付ける。

(1)進路指導・キャリア教育の意義及び理論

一般目標：

進路指導・キャリア教育の意義や原理を理解する。

- 到達目標：
- 1) 教育課程における進路指導・キャリア教育の位置付けを理解している。
 - 2) 学校の教育活動全体を通じたキャリア教育の視点と指導の在り方を例示することができる。
 - 3) 進路指導・キャリア教育における組織的な指導体制及び家庭や関係機関との連携の在り方を理解している。

(2)ガイダンスとしての指導

一般目標：

全ての児童及び生徒を対象とした進路指導・キャリア教育の考え方と指導の在り方を理解する。

- 到達目標：
- 1) 職業に関する体験活動を核とし、キャリア教育の視点を持ったカリキュラム・マネジメントの意義を理解している。
 - 2) 主に全体指導を行うガイダンスの機能を生かした進路指導・キャリア教育の意義や留意点を理解している。

(3)カウンセリングとしての指導

一般目標：

児童及び生徒が抱える個別の進路指導・キャリア教育上の課題に向き合う指導の考え方と在り方を理解する。

- 到達目標：
- 1) 生涯を通じたキャリア形成の視点に立った自己評価の意義を理解し、ポートフォリオの活用の在り方を例示することができる。
 - 2) キャリア・カウンセリングの基礎的な考え方と実践方法を説明することができる。

教育実践に関する科目

各科目に含めることが必要な事項	一般目標数	到達目標数
教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を含む。)	3	10

「教育実習」「学校インターンシップ(学校体験活動)」に関する留意事項

1. 今後の教育職員免許法の改正において、「教育実習」には「学校インターンシップ(学校体験活動)」を含むことができることとされる見込みである。「学校インターンシップ(学校体験活動)」については、既に実施している大学の状況から、導入的な「教育実習」として下学年に位置づける場合や、「教育実習」終了後に応用的に位置づける場合等があり、実施時期や活動内容が多様となることが想定されることから、一つのコアカリキュラムを作成することは困難である。このため、「学校インターンシップ(学校体験活動)」で修得すべき資質能力については、「教育実習」のコアカリキュラムに包括して規定することとした。
2. 「教育実習」「学校インターンシップ(学校体験活動)」は教職課程の一部として大学の責任において実施するものである。一方で、「教育実習」「学校インターンシップ(学校体験活動)」は様々な事情を抱える幼稚園・小学校・中学校・高等学校等の協力に基づいて行われるものである。このため、大学は、学生が「教育実習」「学校インターンシップ(学校体験活動)」において修得すべき資質能力を獲得できるよう、学生への指導や学校への支援を行うことが求められる。

教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を含む。)

全体目標:

教育実習は、観察・参加・実習という方法で教育実践に関わることを通して、教育者としての愛情と使命感を深め、将来教員になるうえでの能力や適性を考えるとともに課題を自覚する機会である。一定の実践的指導力を有する指導教員のもとで体験を積み、学校教育の実際を体験的・総合的に理解し、教育実践ならびに教育実践研究の基礎的な能力と態度を身に付ける。

*教育実習の一部として学校インターンシップ(学校体験活動)を含む場合には、インターンシップ(学校体験活動)において、(2)、(3-1)もしくは(3-2)のうち、(3)4)の目標が達成されるよう留意するとともに、教育実習全体を通して全ての目標が遺漏なく達成されるようにすること。

(1)事前指導・事後指導に関する事項

一般目標:

事前指導では教育実習生として学校の教育活動に参画する意識を高め、事後指導では教育実習を経て得られた成果と課題等を省察するとともに、教員免許取得までに習得すべき知識や技能等について理解する。これらを通して教育実習の意義を理解する。

到達目標:

- 1) 教育実習生として遵守すべき義務等について理解するとともに、その責任を自覚したうえで意欲的に教育実習に参加することができる。
- 2) 教育実習を通して得られた知識と経験をふりかえり、教員免許取得までにさらに習得することが必要な知識や技能等を理解している。

(2)観察及び参加並びに教育実習校の理解に関する事項

一般目標:

幼児、児童および生徒や学習環境等に対して適切な観察を行うとともに、学校実務に対する補助的な役割を担うことを通して、教育実習校(園)の幼児、児童又は生徒の実態と、これを踏まえた学校経営及び教育活動の特色を理解する。

到達目標:

- 1) 幼児、児童又は生徒との関わりを通して、その実態や課題を把握することができる。
- 2) 指導教員等の実施する授業を視点を持って観察し、事実即して記録することができる。
- 3) 教育実習校(園)の学校経営方針及び特色ある教育活動並びにそれらを実施するための組織体制について理解している。
- 4) 学級担任や教科担任等の補助的な役割を担うことができる。

(3-1)学習指導及び学級経営に関する事項 小学校教諭・中学校教諭・高等学校教諭

一般目標:

大学で学んだ教科や教職に関する専門的な知識・理論・技術等を、各教科や教科外活動の指導場面で実践するための基礎を修得する。

到達目標:

- 1) 学習指導要領及び児童又は生徒の実態等を踏まえた適切な学習指導案を作成し、授業を実践することができる。
- 2) 学習指導に必要な基礎的技術(話法・板書・学習形態・授業展開・環境構成など)を実地に即して身に付けるとともに、適切な場面で情報機器を活用することができる。
- 3) 学級担任の役割と職務内容を實地に即して理解している。
- 4) 教科指導以外の様々な活動の場面で適切に児童又は生徒と関わる事ができる。

(3-2)保育内容の指導及び学級経営に関する事項 幼稚園教諭

一般目標:

大学で学んだ領域や教職に関する専門的な知識・理論・技術等を、保育で実践するための基礎を身に付ける。

到達目標:

- 1) 幼稚園教育要領及び幼児の実態等を踏まえた適切な指導案を作成し、保育を実践することができる。
- 2) 保育に必要な基礎的技術(話法・保育形態・保育展開・環境構成など)を実地に即して身に付けるとともに、幼児の体験との関連を考慮しながら適切な場面で情報機器を活用することができる。
- 3) 学級担任の役割と職務内容を實地に即して理解している。
- 4) 様々な活動の場面で適切に幼児と関わる事ができる。

参考資料

教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会の設置について
教職課程の目標設定に関するワーキンググループの設置について
教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会の検討経過等について
見直しのイメージ（小学校・中学校・高等学校・幼稚園）
教職課程コアカリキュラム作成にあたってのカリキュラムマップ（イメージ）
コアカリキュラムを作成する事項と対象学校種
教職課程の教育内容とコアカリキュラムとの関係（イメージ）

教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会の設置について

平成28年8月2日
初等中等教育局長決定

1. 検討会の目的

中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」(平成27年12月21日)において、大学が教職課程を編成するに当たり参考とする指針(教職課程コアカリキュラム)を関係者が共同で作成することで、教員養成の全国的な水準の確保を行っていくことが必要であることが提言されたことを踏まえ、教職課程で共通的に身につけるべき最低限の学修内容について検討することを目的とする。

2. 検討事項

- (1) 教職課程コアカリキュラムの在り方について
- (2) その他

3. 検討会の構成

- (1) 別紙の委員により検討を行う。
- (2) 必要に応じ、ワーキンググループを設置して検討を行うことができるものとする。
- (3) 必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者から意見等を聴くことができるものとする。

4. 検討期間

検討の実施期間は、平成28年8月19日から平成30年3月31日までとする。

5. その他

有識者検討会の庶務は、初等中等教育局教職員課で行う。

(別紙)

教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会 名簿

牛 渡 淳	仙台白百合女子大学長
坂 越 正 樹	広島大学大学院教育学研究科教授
渋谷 治 美	放送大学特任教授 (埼玉学習センター所長)
杉 野 剛	国立教育政策研究所所長
高 岡 信 也	独立行政法人教員研修センター理事長
高 野 敬 三	明海大学副学長
出 口 利 定	東京学芸大学長
見 上 一 幸	宮城教育大学長
横 須 賀 薫	十文字学園女子大学長
渡 邊 直 美	川崎市教育長

(オブザーバー)

小 原 芳 明	玉川大学長
無 藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授兼子ども学研究科長

50音順(敬称略)

教職課程の目標設定に関するワーキンググループの設置について

平成28年12月12日
教職課程コアカリキュラムの
在り方に関する検討会決定

教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会の設置について3.(2)の規定に基づき、教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会(以下「検討会」という。)の下に、教職課程の目標設定に関するワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を次のとおり設置する。

1. 検討事項

教育職員免許法施行規則に規定する教職課程の各科目に含めることが必要な事項について、その全体目標、一般目標、到達目標等について、専門的な検討を行う。

2. ワーキンググループの構成

以下のワーキンググループを設置する。

第1ワーキンググループ(教育の基礎的理解に関する科目及び教科の指導法に関する科目等に関する検討)

第2ワーキンググループ(道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目並びに教育実践に関する科目等に関する検討)

3. 委員

- (1) ワーキンググループに属すべき委員は、検討会の座長が指名する。
- (2) ワーキンググループに検討会の座長の指名により主査を置くものとする。
- (3) 主査に事故があるときは、ワーキンググループに属する委員のうちから主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

4. 設置期間

ワーキンググループは、1の検討事項に関する検討が終了したときに廃止するものとする。

5. 検討会への報告

- (1) ワーキンググループの検討状況は適時に検討会へ報告するものとする。
- (2) 検討会からの求めがあったときは、ワーキンググループの検討の経過を検討会に報告するものとする。

6. その他

- (1) ワーキンググループの庶務は、初等中等教育局教職員課で行う。
- (2) この規程に定めるもののほか、議事の手続その他ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、主査が定めるものとする。

(別紙)

教職課程の目標設定に関するワーキンググループ(第1ワーキンググループ) 名簿

一木 薫	福岡教育大学准教授
遠藤 貴広	福井大学准教授
太田 光洋	和洋女子大学教授
粕谷 恭子	東京学芸大学教授
北神 正行	国土館大学教授
酒井 朗	上智大学教授
坂越 正樹	広島大学大学院教育学研究科教授
佐々 祐之	北海道教育大学教授
関戸 英紀	横浜国立大学教授
野崎 武司	香川大学教授
葉石 光一	埼玉大学教授
藤井 基貴	静岡大学准教授
古屋 恵太	東京学芸大学准教授
森山 賢一	玉川大学教職大学院教授
本 凶 愛実	宮城教育大学大学教授
和泉 研二	山口大学教授
渡邊 正樹	東京学芸大学教授
吉田 成章	広島大学准教授

教職課程の目標設定に関するワーキンググループ（第2ワーキンググループ） 名簿

赤 沢 早 人	奈良教育大学准教授
岩 立 京 子	東京学芸大学教授
岡 上 直 子	十文字女子学園大学教授
長 田 徹	国立政策研究所総括研究官
神長 美津子	國學院大學教授
渋谷 治 美	放送大学特任教授（埼玉学習センター所長）
高 橋 純	東京学芸大学准教授
高 旗 浩 志	岡山大学教授
高 木 展 郎	横浜国立大学名誉教授
谷 田 増 幸	兵庫教育大学教授
中 野 澄	国立教育政策研究所総括研究官
奈 須 正 裕	上智大学教授
肥 後 功 一	島根大学教授
藤 田 晃 之	筑波大学教授
伏 木 久 始	信州大学教授
森 田 真 樹	立命館大学教授

教職課程の目標設定に関するワーキンググループ（第1ワーキンググループ及び第2ワーキンググループ兼任）名簿

采女 智津江	順天堂大学教授
大野 弘	東京都立戸山高等学校長
神戸 美恵子	高崎健康福祉大学准教授
土井 雅弘	埼玉県坂戸市立入西小学校校長
日根野 達也	千葉県船橋市立飯山満中学校校長
平本 正則	横浜市立浦島小学校校長

50音順（敬称略）

教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会の検討経過等について

第1回 平成28年8月19日 13:00～15:00

- 議事(1) 教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会の運営について
- (2) 先行事例のヒアリングについて
 - ・日本大学教育協会「日本大学教育協会モデルコアカリキュラム」
 - ・文部科学省初等中等教育局国際教育課「英語教育コア・カリキュラム」
 - ・全国大学獣医学関係代表者協議会「獣医学モデル・コア・カリキュラム」
 - (3) 教職課程で最低限修得すべき資質能力について
 - (4) その他

第2回 平成28年9月7日 15:00～17:00

- 議事(1) 先行事例のヒアリング
- ・東京都教育庁「小学校教諭教職課程カリキュラム」
 - ・国立教育政策研究所「教員の資質・能力及び養成段階の到達目標」
 - ・技術経営系専門職大学院協議会「MOT教育コア・カリキュラム」
- (2) 教職課程コアカリキュラムの検討の在り方について
 - (3) その他

第3回 平成28年12月12日 15:00～17:00

- 議事(1) 教職課程の目標設定に関するワーキンググループの設置について
- (2) 教職課程コアカリキュラムの検討の在り方について
 - (3) 教職課程コアカリキュラムの活用方策について
 - (4) その他

教職課程の目標設定に関するワーキンググループ

平成28年12月から平成29年3月の間、
ワーキンググループを設け、各事項の検討項目について協議。

第4回 平成29年3月27日 10:00～12:00

- 議事(1) 教職課程の目標設定に関するワーキンググループからの報告
- (2) 教職課程コアカリキュラム作成の背景と考え方(案)について
 - (3) その他

第5回 平成29年6月29日 14:00～16:00

- 議事(1) パブリックコメントの結果について
- (2) 教職課程コアカリキュラム(案)について
 - (3) その他

現 行

見 直 し の イ メ ー ジ

の事項は備考において単位数を設定

各科目に含めることが必要な事項		専修	一種	二種
教科に関する科目 国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育のうち一以上について修得すること		8	8	4
	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。) 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	2	2
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	6	6	4
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			
教職に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法			
	各教科の指導法 (一種:2単位×9教科、二種:2単位×6教科)			
	道徳の指導法(一種:2単位、二種:1単位)	22	22	14
	特別活動の指導法 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	4	4	4
	進路指導の理論及び方法			
教育実習		5	5	5
教職実践演習		2	2	2
教科又は教職に関する科目		34	10	2
		83	59	37



各科目に含めることが必要な事項		専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	<p>□ 教科に関する専門的事項「外国語」を追加</p> <p>□ ■各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(各教科それぞれ1単位以上修得) ※「外国語の指導法」を追加。</p>	30	30	16
教育の基礎的理解に関する科目	<p>イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。)</p> <p>ロ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)</p> <p>二 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程</p> <p>ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得)</p> <p>ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)</p>	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<p>イ ■道徳の理論及び指導法(一種:2単位、二種:1単位)</p> <p>ロ 総合的な学習の時間の指導法</p> <p>ハ 特別活動の指導法</p> <p>ニ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)</p> <p>ホ 生徒指導の理論及び方法</p> <p>ヘ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)</p>	10	10	6
教育実践に関する科目	<p>イ ■教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位)</p> <p>ハ 教職実践演習(2単位)</p>	7	7	7
大学が独自に設定する科目		26	2	2
		83	59	37

「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。

「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブラーニングの視点等を取り入れること。

教育実習に学校インターンシップ(2単位)を含む場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用(2単位)を認めない。

現 行

見 直 し の イ メ ー ジ

の事項は備考において単位数を設定

各科目に含めることが必要な事項		専修	一種	二種
教科に関する科目		20	20	10
教職の意義及び教員の役割等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	2	2
	教員の職務内容(研修、サービス及び身分保障等を含む。)			
教育の基礎理論に関する科目	進路選択に資する各種の機会の提供等	6	6	4
	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想			
教育課程及び指導法に関する科目	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	12	12	4
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	4	4	5
	各教科の指導法			
教育実践に関する科目	道徳の指導法(一種:2単位、二種:1単位)	2	2	2
	特別活動の指導法			
教科又は教職に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	32	8	4
	生徒指導の理論及び方法			
教科又は教職に関する科目	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	5	5	5
	進路指導の理論及び方法			
専修		20	20	10
合計		83	59	35



各科目に含めることが必要な事項		専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	<p>□ 教科に関する専門的事項</p> <p>□ ■各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(一定の単位数以上修得すること)</p>	28	28	12
教育の基礎的理解に関する科目	<p>イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想</p> <p>ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。)</p> <p>ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)</p> <p>ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程</p> <p>ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得)</p> <p>ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)</p>	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<p>イ ■道徳の理論及び指導法(一種:2単位、二種:1単位)</p> <p>ロ ■総合的な学習の時間の指導法</p> <p>ハ 特別活動の指導法</p> <p>ニ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)</p> <p>ホ 生徒指導の理論及び方法</p> <p>ヘ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)</p> <p>ト 進路指導(キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。)</p> <p>チ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な事項を含む。)</p>	10	10	6
教育実践に関する科目	<p>イ ■教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位)</p> <p>ハ 教職実践演習(2単位)</p>	7	7	7
大学が独自に設定する科目		28	4	4
合計		83	59	35

「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。

「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブラーニングの視点等を取り入れること。

教育実習に学校インターンシップ(2単位)を含む場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位流用(2単位)を認めない。

現 行

見 直 し の イ メ ー ジ

の事項は備考において単位数を設定

各科目に含めることが必要な事項		専修	一種
教科に関する科目		20	20
教職の意義及び教員の役割等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	2
	教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)		
教育の基礎理論に関する科目	進路選択に資する各種の機会の提供等	6	6
	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		
教育課程及び指導法に関する科目	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	6	6
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	6	6
	各教科の指導法		
教育実践に関する科目	特別活動の指導法	4	4
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		
教科又は教職に関する科目	生徒指導の理論及び方法	3	3
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)		
教科又は教職に関する科目	進路指導の理論及び方法	2	2
	教育実践演習		
教科又は教職に関する科目		40	16
		83	59



各科目に含めることが必要な事項		専修	一種
教科及び教科の指導法に関する科目	<p>□ 教科に関する専門的事項</p> <p>□ ■各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(一定の単位数以上修得すること)</p>	24	24
教育の基礎的理解に関する科目	<p>イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想</p> <p>ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。)</p> <p>ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)</p> <p>ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程</p> <p>ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位数以上修得)</p> <p>ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)</p>	10	10
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<p>イ 総合的な学習の時間の指導法</p> <p>ロ 特別活動の指導法</p> <p>ハ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)</p> <p>ニ 生徒指導の理論及び方法</p> <p>ホ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)</p> <p>ヘ 進路指導(キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。)</p>	8	8
教育実践に関する科目	<p>イ ■教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を1単位数まで含むことができる。)(3単位)</p> <p>ハ 教職実践演習(2単位)</p>	5	5
大学が独自に設定する科目		36	12
		83	59

「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。

「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」において、は、アクティブラーニングの視点等を取り入れること。

教育実習に学校インターンシップ(2単位)を含む場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位数(2単位)を認めない。

現 行

見 直 し の イ メ ー ジ

の事項は備考において単位数を設定

各科目に含めることが必要な事項		専修	一種	二種
教科に関する科目		6	6	4
教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容(研修、サービス及び身分保障等を含む。)	進路選択に資する各種の機会の提供等	2	2	2
	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想			
教育の基礎 理論に関する科目	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	6	6	4
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			
教育課程及び 指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	18	18	12
	保育内容の指導法			
生徒指導、教 育相談及び 進路指導等 に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	2	2	2
	幼児理解の理論及び方法			
教育実習	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	5	5	5
教職実践演習		2	2	2
教科又は教職に関する科目		34	10	0
		75	51	31



各科目に含めることが必要な事項		専修	一種	二種
領域及び保育内容の指導法に関する科目	イ 領域に関する専門的事項 ロ 保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	16	16	12
教育の基礎的理解 に関する科目	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。)			
	ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	10	10	6
道徳、総合的な学 習の時間等の指導 法及び生徒指導、 教育相談等に関する科目	ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
	ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	4	4	4
教育実践に関する科目	イ ■教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位)	7	7	7
大学が独自に設定する科目	ロ 教職実践演習(2単位)	38	14	2
		75	51	31

「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。

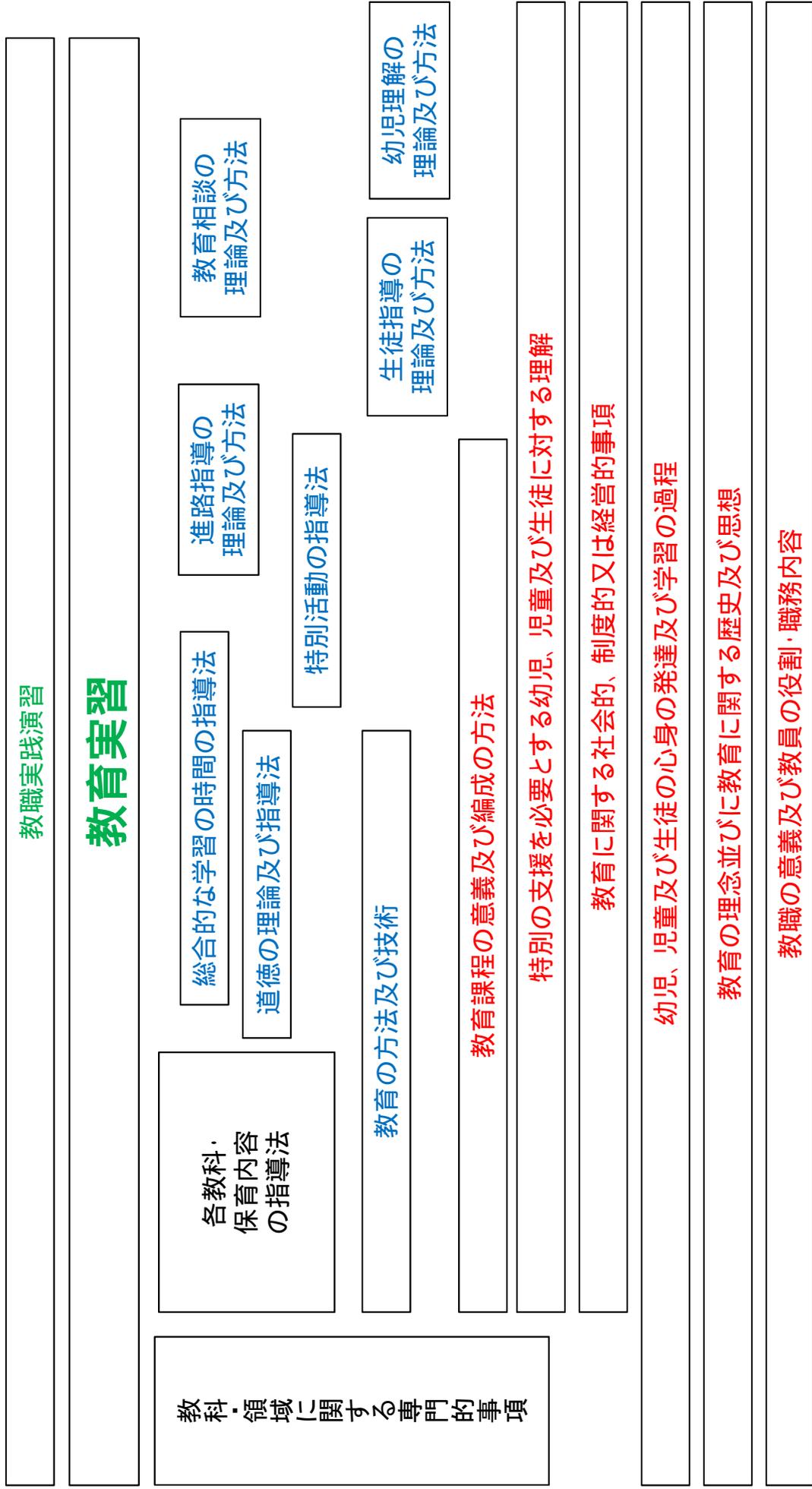
「領域及び保育内容の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」において、アクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること。

教育実習に学校インターンシップ(2単位)を含んだ場合には、他の学校種の免許取得における教育実習の単位流用(2単位)を認めない。

教職課程コアカリキュラム作成にあたってのカリキュラムマップ(イメージ)



1年次から卒業までに知識を積み上げるイメージ



教科及び教科の指導法に関する科目
教育の基礎的理解に関する科目
 道徳、総合的な学習の時間等の指導法
 及び生徒指導、教育相談等に関する科目
教育実践に関する科目

上記はカリキュラムの一例であり大学によって様々なカリキュラムが認められている。
 上記以外に、大学が独自に開設する教職関係科目や卒業要件科目がある。

コアカリキュラムを作成する事項と対象学校種

科目及び各科目に含めることが必要な事項	対象学校種
教科及び教科の指導法に関する科目	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	小・中・高
領域及び保育内容の指導法に関する科目	
保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	幼
教育の基礎的理解に関する科目	
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	幼・小・中・高・養・栄
教職の意義及び教員の役割・職務内容 （チーム学校への対応を含む。）	幼・小・中・高・養・栄
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 （学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	幼・小・中・高・養・栄
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	幼・小・中・高・養・栄
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	幼・小・中・高・養・栄
教育課程の意義及び編成の方法 （カリキュラム・マネジメントを含む。）	幼・小・中・高・養・栄
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	
道徳の理論及び指導法 1	小・中・養・栄
総合的な学習の時間の指導法 2	小・中・高・養・栄
特別活動の指導法 1	小・中・高・養・栄
教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	幼・小・中・高・養・栄
生徒指導の理論及び方法	小・中・高・養・栄
幼児理解の理論及び方法	幼
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	幼・小・中・高・養・栄
進路指導（キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。）の理論及び方法	小・中・高
教育実践に関する科目	
教育実習（学校インターンシップ（学校体験活動）を含む。）	幼・小・中・高

1 養護教諭及び栄養教諭は、道徳及び特別活動に関する内容。

2 養護教諭及び栄養教諭は、教育職員免許法施行規則改正に向けて検討中。

教職課程の教育内容とコアカリキュラムとの関係(イメージ)

